

# 猪名川町自治会集会所等整備事業補助金

## 交付申請の手引き

この自治会集会所等整備事業補助金は、自治会が集会所等の新築、増改築等の整備事業を行う場合の経費について、町が補助することにより、自治会運営の円滑化を図り、もって地域の自治振興の発展と地域住民の福祉の向上を図るため、事業に要する経費の一部を交付する補助金です。

【問い合わせ】

### 猪名川町地域振興部地域交流課

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11 の 1

TEL : 072-766-8783 FAX : 072-766-8893

MAIL : [chiiki@town.inagawa.lg.jp](mailto:chiiki@town.inagawa.lg.jp)

発行日 : 令和 4 年 5 月 1 6 日



# 目次

1. 補助対象団体.....	1
2. 補助対象の要件.....	1
3. 補助対象経費.....	2
4. 補助金額.....	2
5. 手続き.....	4
(1) 話し合い.....	4
(2) 事前相談.....	4
(3) 計画書の提出（9月末まで）.....	4
(4) 交付申請（4月以降）.....	5
(5) 事業内容等の変更.....	5
(6) 完了報告.....	6
(7) 補助金の交付.....	6
(8) 手続きの流れ.....	7
6. 猪名川町自治会集会所等整備事業補助金交付要綱.....	8
7. 様式集.....	14
8. 記入例.....	22

## 1. 補助対象団体

補助金の交付が受けられる団体は、自治会が対象となります。

☞本補助金における自治会とは、本町の猪名川町自治会長連絡協議会に加入している自治会をいいます。

## 2. 補助対象の要件

補助金交付の対象となるものは、集会所等の新築、増改築、修繕に係る整備事業となります。ただし、以下のものは補助対象外となります。

- (1) 事業経費が一件50万円未満のもの及び建築基準法その他の法令に適合しない場合
- (2) 国又は県の補助を受けて事業を行う場合
- (3) 猪名川町コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱（平成26年要綱第15号）の補助を受けて事業を行う場合
- (4) 猪名川町消防団分団格納庫等整備事業補助金交付要綱（平成12年要綱第3号）第2条第3号に規定する格納庫等を新築、増改築又は修繕する場合
- (5) 土地購入及び土地造成を行う場合

☞集会所等とは、会議及び集会に必要な施設を備え、自治会が運営及び利用する集会所、公民館、公会堂及び自治会館をいう。

☞新築とは、新たに建築又は従来 of 建物施設を全部建て替えることをいう。

☞増改築とは、既存の集会所等の延床面積を増加し、または集会所等の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給排水設備等の建物施設と一体となって効力を果たす設備を取り替え、若しくは取り付けをいう。

☞修繕とは、既存の集会所等の一部を改善し、又は補修することをいう。

## 3. 補助対象経費

次の工事に係る経費を補助の対象とします。

### 新築・増改築事業の場合

#### ①主体工事費

基礎、軸組、床組、小屋根、壁体、屋上、屋根、天井、階段、諸仕上工事

#### ②付帯工事費

電気工事、給配水工事、ガス工事、防火・消火工事、衛生工事

#### ③雑工事

電話工事、室内外放送設備工事、テレビ工事

### 修繕事業の場合

#### ①畳、床、敷物、建具、壁、天井、衛生設備、流し台等の

破損復旧または模様替え

#### ②冷暖房工事（機器取得を含む）

#### ③水洗便所改造工事

#### ④解体工事及び諸経費

## 4. 補助金額

(1) 補助金の額は、補助基本額に補助加算額を加えた額とし、P. 3に記載の基準に従い予算の範囲内で定めるものとします。

(2) 千円未満の端数は切り捨てるものとします。

## 新築の場合

### ①補助基本額

【補助基準単価】 1平方メートル当たり15万円以内

【補助率】 事業経費の30%

【補助限度額】 500万円

### ②補助加算額（世帯=A）

【50世帯以下】  $A \times 10,000$ 円

【51世帯～100世帯】  $(A - 50) \times 5,000$ 円+50万円

【101世帯～200世帯】  $(A - 100) \times 3,000$ 円+75万円

【201世帯～500世帯】  $(A - 200) \times 1,000$ 円+105万円

【501世帯以上】  $(A - 500) \times 500$ 円+135万円

※世帯数については、前年度の9月末日の総世帯数より算出。

## 増改築・修繕の場合

### ①補助基本額

【補助率】 事業経費の30%

【補助限度額】 200万円

### ②補助加算額（世帯=A）

【50世帯以下】  $A \times 2,000$ 円

【51世帯～100世帯】  $(A - 50) \times 1,500$ 円+10万円

【101世帯～200世帯】  $(A - 100) \times 1,000$ 円+17万5千円

【201世帯～500世帯】  $(A - 200) \times 500$ 円+27万5千円

【501世帯以上】  $(A - 500) \times 200$ 円+42万5千円

※世帯数については、前年度の9月末日の総世帯数より算出。

## 5. 手続き

### 前年度

#### (1) 話し合い

集会所等の新築、増改築、修繕に係る整備事業を行うにあたり、自治会内で協議を行い、自治会員の了承を得たうえで、事業を進めてください。

☞当該補助金の交付の日から起算して、新築の場合は20年間、増改築・修繕の場合は10年間は、新たに補助が受けられません。

#### (2) 事前相談

申請の受付期間に関わらず申し込み手続きや書類の書き方などについて、ご相談に応じています。お越しの際は、事前にご連絡ください。

#### (3) 計画書の提出（9月末まで）

毎年5月頃、猪名川町自治会長連絡協議会総会でご案内しますので、本制度をご活用される場合は、9月末までに計画書に必要書類を添えてご提出ください。

##### 【提出書類】

- ・自治会集会所等整備事業計画書（様式第1号：P.15）
- ・見積書（写）

☞この補助金は、翌年度の一般会計予算が議会の審議を経て成立することを前提としていますので、予算が成立しなかったときは、補助金の交付は行いません。

☞前年度に提出された「自治会集会所等整備事業計画書」に記載の金額を基に上限額を決定します。補助金交付申請時において、追加工事や資機材、人件費等の高騰により計画時の工事見積額を超える額になっても、計画書を基に決定した上限額以内で補助金の額を決定し、交付することになります。

## 補助年度

---

### (4) 交付申請（4月以降）

前年度に提出のあった計画書を基に予算が計上された自治会に、実施年度（補助年度）の4月頃に担当課より連絡をしますので、速やかに補助金の交付申請書に必要な書類を添えてご提出ください。

#### 【提出書類】

- ・自治会集会所等整備事業補助金交付申請書（様式第2号：P.16）
- ・事業収支予算書（様式第1号付表：P.17）
- ・工事請負契約書（写）
- ・建築確認申請書（写） ※建築基準法第6条に該当する場合必要
- ・見積書（写）
- ・配置図・平面図・立面図
- ・土地登記簿謄本（写）または土地賃貸借契約書（写）

☞内容を審査のうえ、町から「補助金交付決定通知書（様式3号）」を送付します。

---

### (5) 事業内容等の変更

補助金交付決定を受けた後に、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書をご提出ください。ただし、補助対象経費の増額を伴う変更は認められません。

#### 【提出書類】

- ・自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書（様式第4条：P.18）
- ・変更後（変更箇所等が分かる）の内容が分かる書類

☞内容を審査のうえ、町から「事業内容変更承認書兼補助金交付決定通知書（様式5号）」を送付します。

---

## (6) 完了報告

工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は実施年度（補助年度）の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類をご提出ください。

### 【提出書類】

- ・ 自治会集会所等整備事業補助金交付請求書（様式第6号：P.19）
- ・ 自治会集会所等整備事業完了届（様式第7号：P.20）
- ・ 自治会集会所等整備事業収支精算書（様式第8号：P.21）
- ・ 完了写真（外部・内部）
- ・ 工事請負契約書（写）
- ・ 工事費内訳書（写）
- ・ 配置図・平面図・立面図

---

## (7) 補助金の交付

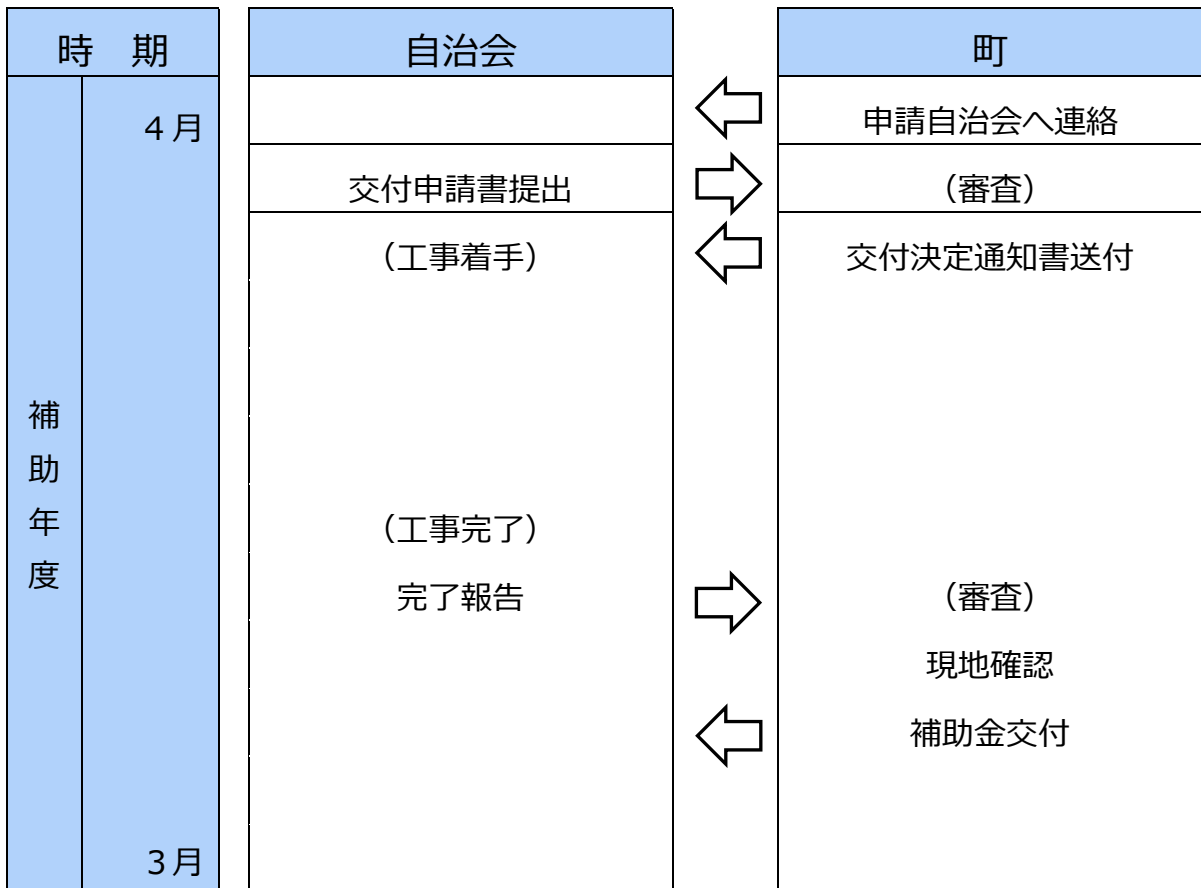
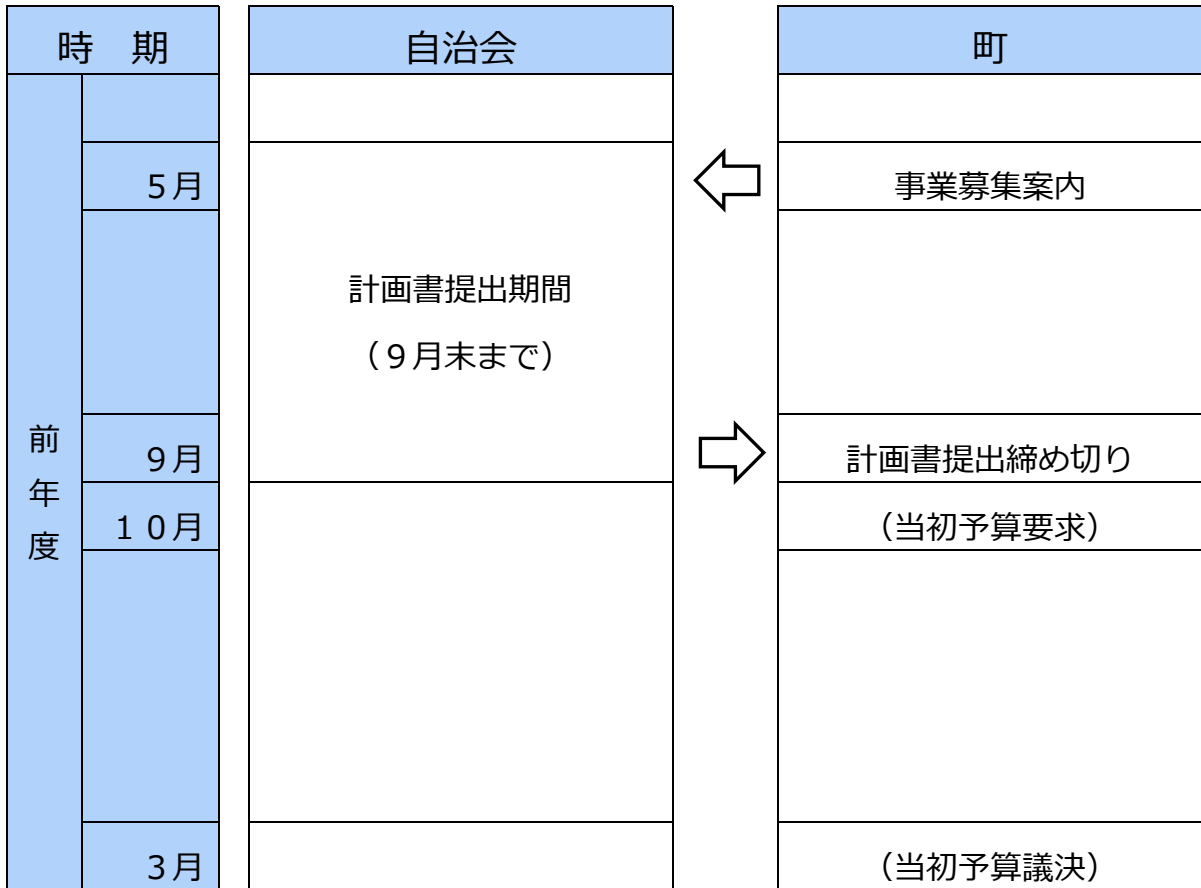
完了報告を受け、内容を審査した後、現地調査を行い適当と判断した場合、補助金を交付します。

☞現地調査は自治会役員との日程調整のうえ実施します。

☞補助金の概算払はできませんので、補助金振込みまでは、自治会でお金を立て替えていただく必要があります。振込み時期は、現地調査の後、2～3週間後となります。



(8) 手続きの流れ



※事業完了は実施（補助）年度の3月31日まで。

## 6. 猪名川町自治会集会所等整備事業補助金交付要綱

平成8年3月19日

要綱第5号

改正 平成12年1月18日要綱第1号

平成26年2月14日要綱第16号

(目的)

第1条 この要綱は、自治会が集会所等の新築、増改築等の整備事業を行う場合の経費について、町が補助することにより、自治会運営の円滑化を図り、もって地域の自治振興の発展と地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本町の自治会長連絡協議会に加入している自治会をいう。
- (2) 集会所等 会議及び集会に必要な施設を備え、自治会が運営及び利用する集会所、公民館、公会堂及び自治会館をいう。
- (3) 新築 新たに建築又は従来の建物施設を全部建て替えることをいう。
- (4) 増改築 既存の集会所等の延床面積を増加し、または集会所等の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給配水設備等の建物施設と一体となって効力を果たす設備を取り替え、若しくは取り付けをいう。
- (5) 修繕 既存の集会所等の一部を改善し、又は補修することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となるものは、集会所等の新築、増改築、修繕に係る整備事業（以下「事業」という。）とし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 事業経費が一件50万円未満のもの及び建築基準法その他の法令に適合しない場合
- (2) 国又は県の補助を受けて事業を行う場合
- (3) 猪名川町コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱（平成26年要綱第15号）の補助を受けて事業を行う場合
- (4) 猪名川町土地開発事業指導要綱（平成7年要綱第12号）に基づき事業主の負担で設置される場合

(5) 猪名川町消防団分団格納庫等整備事業補助金交付要綱（平成12年要綱第3号）第2条第3号に規定する格納庫等を新築、増改築又は修繕する場合

(6) 土地購入及び土地造成を行う場合

2 前項に規定する事業に係る補助の基準は、補助対象基準表（別表1）のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助基本額に補助加算額を加えた額とし、補助金交付基準表（別表2）に従い予算の範囲内で定める。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金交付の対象となる事業を実施しようとする自治会は、自治会集会所等整備事業計画書（様式第1号）を、当該事業予定年度の前年の9月末日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会集会所等整備事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業の契約書及び見積書の写し

(2) 事業に係る設計図（配置図・平面図・立面図）

(3) 集会所等の用地の所有または利用に関する書類（敷地の登記簿謄本又は賃貸契約書）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の成立後、補助金の交付の可否を決定し、その旨を自治会集会所等整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（事業内容等の変更）

第8条 前条第1項により補助金交付決定を受けた後に、事業内容等に変更を生じた場合は、すみやかに自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書を受理したとき

は、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を自治会集会所等整備事業内容変更承認書兼補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業完了後、自治会集会所等整備事業補助金交付請求書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 自治会集会所等整備事業完了届（様式第7号）
- （2） 事業収支精算書（様式第8号）
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の補助金の請求書を受理したときは、現地調査の上適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽または不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- （2） 補助金をその目的以外の目的に使用したとき
- （3） この要綱の規定に違反したとき

2 補助金の返還については、町長が指定した期日までとする。

（使用継続の義務）

第12条 補助金の交付を受けて建築した集会所等は、交付の日から起算して新築にあつては20年間、増改築、修繕にあつては10年間その使用を廃止し、またはその目的を変更してはならない。ただし、町長が特に認めたものについてはこの限りではない。

（適用除外）

第13条 補助金の交付を受けた自治会は、当該補助を受けた日から起算して新築にあつては20年以内、増改築、修繕にあつては10年以内に事業を行う場合は、この要綱の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる理由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- （1） 災害等により既設の集会所等が使用できなくなったとき
- （2） やむを得ない事情により、新築、増改築等を必要とするとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 要綱第5条に規定する期日は、平成8年度に限り、平成8年7月末日とする。

附 則 (平成12年1月18日要綱第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日要綱第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

区分	補助対象
新築、増改築事業	<p>(1) 主体工事費 (基礎、軸組、床組、小屋根、壁体、屋上、屋根、天井 階段及び諸仕上工事)</p> <p>(2) 付帯工事費 (電気工事、給配水工事、ガス工事、防火・消火工事、 衛生工事)</p> <p>(3) 雑工事費 (電話工事、室内外放送設備工事、テレビ工事)</p>
修繕事業	<p>(1) 畳、床、敷物、建具、壁、天井、衛生設備、流し台等 の破損復旧または模様替え</p> <p>(2) 冷暖房工事 (機器取得を含む)</p> <p>(3) 水洗便所改造工事</p> <p>(4) 解体工事及び諸経費</p>

別表2（第4条関係） 補助金交付基準表

区分	補助基本額	補助加算額	(世帯=A)
新築の場合	補助基準単価	50世帯以下	$A \times 10,000$ 円
	1平方メートル当たり	51世帯～100世帯	$(A-50) \times 5,000$ 円+50万円
	15万円以内	101世帯～200世帯	$(A-100) \times 3,000$ 円+75万円
	補助率	201世帯～500世帯	$(A-200) \times 1,000$ 円+105万円
	事業経費の30%	501世帯以上	$(A-500) \times 500$ 円+135万円
補助限度額			500万円
増改築修繕の場合	補助率	50世帯以下	$A \times 2,000$ 円
	事業経費の30%	51世帯～100世帯	$(A-50) \times 1,500$ 円+10万円
	補助限度額	101世帯～200世帯	$(A-100) \times 1,000$ 円+17万5千円
		201世帯～500世帯	$(A-200) \times 500$ 円+27万5千円
	200万円	501世帯以上	$(A-500) \times 200$ 円+42万5千円

※ 世帯数については、第5条に掲げる9月末日の総世帯数による。

## 7. 様式集



自治会集会所等整備事業計画書

年 月 日

自治会の名称		
自治会長氏名		TEL( ) _____
集会所等の名称		
事業区分		新築・増築・改築・修繕
事業着手予定月日		年 月 頃
事業完了予定年月		年 月 頃
集 会 所 等	構 造	
	延床面積	m <sup>2</sup>
	建築、増改築 等に要する経 費	千円
備 考		

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業補助金交付申請書

下記のとおり自治会集会所等整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名			
交付申請額	円	事業費	円
実施場所	猪名川町		
構造		面積	m <sup>2</sup>
建築理由			
契約状況	契約方法		
	契約年月日	年 月 日	
	工期	年 月 日～ 年 月 日	

(注) 添付書類

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 工事請負契約書 (写) | 4 配置図、平面図、立面図 |
| 2 建築確認申請書 (写) | 5 土地登記簿謄本 (写) |
| 3 見積書 (写)     |               |



年 月 日

猪名川町長 様

自治会名  
自治会長

自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けました自治会集会所等整備事業計画を下記のとおり変更したいので、その変更の承認を申請します。

事業名		
変更の理由		
変更内容	当初計画	変更後の計画
集会所等の位置		
建築面積		
構造		
工期		
工事費等		

(注) 添付書類

事業内容等に必要な書類を添付すること

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

印

自治会集会所等整備事業補助金交付請求書

年 月 日付けで通知のあった自治会集会所等整備事業補助金を次の  
とおり請求します。

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_

口座番号 普通・当座 NO \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

年 月 日

猪名川町長

様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業完了届

年 月 日付で通知のあった自治会集会所等整備事業について、下記  
のとおり工事が完了しましたので届けます。

事業名	
実施場所	猪名川町
建築面積 (増改築の 場合はその 面積)	m <sup>2</sup>
完了年月日	年 月 日
備考	

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名  
自治会長

自治会集会所等整備事業収支精算書

下記のとおり自治会集会所等整備事業の収支について報告します。

事業名		
実施場所	猪名川町	
収入	町補助金	円
	負担金	円
	寄付金	円
	その他	
	合計	円
支出	工事費	円
	雑費	円
	その他	
	合計	円

(注) 添付書類

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 収支決算書       | 4 工事費内訳書（写）   |
| 2 完了写真（外部、内部） | 5 配置図、平面図、立面図 |
| 3 工事請負契約書（写）  |               |

## 8 . 記入例



自治会集会所等整備事業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

自治会の名称	〇〇自治会	
自治会長氏名	猪名川 太郎 TEL(766)8783	
集会所等の名称	〇〇自治会集会所	
事業区分	新築・増築・改築・ <span style="border: 1px solid red;">修繕</span>	
事業着手予定月日	令和〇〇年 5月 頃	
事業完了予定年月	令和〇〇年 10月 頃	
集 会 所 等	構 造	木造平屋建て
	延床面積	123.4 m <sup>2</sup>
	建築、増改築 等に要する経 費	1,234千円
備 考		

令和〇〇年〇〇月〇〇日

猪名川町長 〇〇 〇〇 様

自治会名 〇〇自治会

自治会長 猪名川 太郎

自治会集会所等整備事業補助金交付申請書

下記のとおり自治会集会所等整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名	〇〇自治会集会所修繕工事		
交付申請額	470,000円	事業費	1,234,000円
実施場所	猪名川町上野字北畑11-1		
構造	木造平屋建て	面積	123.4㎡
建築理由	老朽化が著しく修繕が必要のため。		
契約状況	契約方法	建設工事請負契約	
	契約年月日	令和〇〇年5月1日	
	工期	令和〇〇年5月1日～令和〇〇年10月31日	

(注) 添付書類

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 工事請負契約書（写） | 4 配置図、平面図、立面図 |
| 2 建築確認申請書（写） | 5 土地登記簿謄本（写）  |
| 3 見積書（写）     |               |

様式第1号付表  
事業収支予算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
町補助金	470,000円	
会費	764,000円	
その他		
合計	1,234,000円	

(2) 支出

事業名	予算額	積算の基礎
〇〇自治会集会所修繕工事	1,234,000円	仮設工事 150,000円 塗装工事 300,000円 屋根工事 500,000円 板金工事 200,000円 諸経費 84,000円
合計	1,234,000円	1,234,000円

令和〇〇年〇〇月〇〇日

猪名川町長 〇〇 〇〇 様

自治会名 〇〇自治会  
自治会長 猪名川 太郎

自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで補助金の交付決定を受けました自治会集会所等整備事業計画を下記のとおり変更したいので、その変更の承認を申請します。

事業名	〇〇自治会集会所修繕工事	
変更の理由	申請時より、工事にかかる費用が下がったため、補助金申請額を減額するもの。	
変更内容	当初計画	変更後の計画
集会所等の位置	猪名川町上野字北畑11-1	猪名川町上野字北畑11-1
建築面積	123.4㎡	123.4㎡
構造	木造平屋建て	木造平屋建て
工期	令和〇〇年5月1日～令和〇〇年10月31日	令和〇〇年5月1日～令和〇〇年10月31日
工事費等	1,234,000円	1,120,000円

(注) 添付書類

事業内容等に必要な書類を添付すること

日付は空白でお願いします。

年 月 日

猪名川町長 ○○ ○○ 様

自治会名 ○○自治会  
自治会長 猪名川 太郎 印

自治会集会所等整備事業補助金交付請求書

令和○○年○○月○○日付けで通知のあった自治会集会所等整備事業補助金を次のとおり請求します。

請求額 金 1,120,000 円

振込先 金融機関名 ○○銀行

口座番号 普通・当座 NO 1234567

口座名義 ○○自治会 会計 ○○ ○○

令和〇〇年〇〇月〇〇日

猪名川町長    〇〇 〇〇 様

自治会名    〇〇自治会  
自治会長    猪名川 太郎

自治会集会所等整備事業完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で通知のあった自治会集会所等整備事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届けます。

事業名	〇〇自治会集会所修繕工事
実施場所	猪名川町上野字北畑11-1
建築面積 (増改築の 場合はその 面積)	123.4㎡
完了年月日	令和〇〇年10月24日
備考	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

猪名川町長    〇〇 〇〇 様

自治会名    〇〇自治会  
自治会長    猪名川 太郎

自治会集会所等整備事業収支精算書

下記のとおり自治会集会所等整備事業の収支について報告します。

事業名	〇〇自治会集会所修繕工事	
実施場所	猪名川町上野字北畑11-1	
収入	町補助金	436,000円
	負担金	684,000円
	寄付金	
	その他	
	合計	1,120,000円
支出	工事費	1,120,000円
	雑費	
	その他	
	合計	1,120,000円

(注) 添付書類

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 収支決算書       | 4 工事費内訳書（写）   |
| 2 完了写真（外部、内部） | 5 配置図、平面図、立面図 |
| 3 工事請負契約書（写）  |               |